

条例第2号

宇和島市集会所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市集会所設置条例の一部を改正する条例

宇和島市集会所設置条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|----|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 丸穂集会所～喜路集会所 （略） | | 丸穂集会所～喜路集会所 （略） | |
| <u>能登集会所</u> | <u>宇和島市日振島335番地</u> | | |
| 北小路1、2区集会所～ 小日提集会所（略） | | 北小路1、2区集会所～ 小日提集会所（略） | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。